



# 職員の給与等に関する報告

令和2年12月

沖縄県人事委員会



人委第427号  
令和2年12月1日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿  
沖縄県知事 玉 城 康 裕 殿

沖縄県人事委員会  
委員長 島 袋 秀 勝

職員の給与等に関する報告について

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙のとおり報告します。



# 目 次

別紙 報告 .....	1
1 職員の給与等 .....	2
2 民間の給与等 .....	4
3 職員給与と民間給与との比較 .....	6
4 物価及び生計費 .....	7
5 人事院報告の概要 .....	8
むすび .....	9

## (別添) 人事院の報告の骨子

報告の骨子 .....	17
-------------	----

## 参考資料

1 職員給与関係 .....	1
2 民間給与関係 .....	41
3 標準生計費及び労働経済指標 .....	59



## 別紙

# 報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定に基づき、職員の給与、民間の給与、人事院の給与勧告並びにその他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行ってきた。本年 11 月 2 日、特別給について報告したが、今回、月例給その他の項目についても調査結果を取りまとめたので、その概要を次のとおり報告する。

# 1 職員の給与等

## (1) 職員の状況

本委員会は、本年4月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和2年職員給与等実態調査」を行った。

その結果、第1表に示すとおり、職員の総数は20,288人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び任期付の職について9種11給料表が適用されている。

第1表 職員の状況

(単位：人)

職務の種類 区分	行政職	公安職	海事職	教育職	研究職	医療職	特定任期付の職	一定期間の業務に従事する職(行政職)	任期付の職(行政職)	計
職員数	4,595	2,892	43	12,262	203	285	3	1	4	20,288
職員の例	行政職員	警察官	船員	小 中 高 校 等 の 教 員	農 林 水 産 工 業 関 係 研 究 員	医 保 健 師 等	特 定 任 期 付 職 員	行 政 職 員 (特 定 業 務 等 従 事)	行 政 職 員	
給料表	行 政 職 給 料 表	公 安 職 給 料 表	海 事 職 給 料 表	教 育 職 給 料 表 (1)(2)(3)	研 究 職 給 料 表	医 療 職 給 料 表 (1)(2)(3)	条 例 第 7 条 第 1 項 の 給 料 表	行 政 職 給 料 表	行 政 職 給 料 表	

- (注) 1 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員の職である。  
 2 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。  
 3 一定期間の業務に従事する職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第1項の規定により採用された職員の職である。  
 4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

職員の平均像は、平均年齢42.0歳、平均経験年数19.4年、平均扶養親族数1.1人である。このうち、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者の平均像は、平均年齢40.6歳、平均経験年数17.7年、平均扶養親族数1.0人となっている。

また、職員全体及び行政職給料表の適用者の男女別・学歴別構成は、第2表に示すとおりである。



第2表 職員の男女別・学歴別構成

(単位：人、( )内は%)

区 分	男 性	女 性	合 計
職員全体	11,154 (55.0)	9,134 (45.0)	20,288 (100.0)
行政職	2,854 (62.1)	1,741 (37.9)	4,595 (100.0)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	合 計
職員全体	16,330 (80.5)	2,082 (10.3)	1,856 (9.1)	20 (0.1)	20,288 (100.0)
行政職	3,550 (77.3)	577 (12.6)	468 (10.2)	0 (0.0)	4,595 (100.0)

(注) 構成比は、四捨五入の関係で必ずしも合計とは一致しない。

## (2) 職員の給与

本年4月における職員全体の平均給与月額、第3表に示すとおり、383,888円となっている。また、行政職給料表の適用者の平均給与月額は345,202円である。

第3表 職員の平均給与月額

(単位：円)

区 分		職 員 全 体	行 政 職
平 均 給 与 月 額		383,888	345,202
内 訳	給 料	349,875	313,124
	扶 養 手 当	11,857	10,687
	そ の 他	22,156	21,391

(参考資料1 職員給与関係 参照)

---

## 2 民間の給与等

---

### (1) 民間給与等の調査

本委員会は、給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内351の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した140事業所を対象に、「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から7月31日までの期間で先行して実施した。

他方、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日までの期間で実施した。

### (2) 調査の結果

本年の職種別民間給与実態調査の月例給調査においては、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等とともに、次のとおり初任給の状況についても調査した。

#### 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、第4表に示すとおり、大学卒で38.1%（昨年36.7%）、高校卒で31.1%（同24.3%）となっており、そのうち大学卒で45.4%（同36.9%）、高校卒で47.7%（同27.1%）の事業所で、初任給は増額となっている。

第4表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴	項 目	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
			増 額	据置き	減 額	
			大 学 卒	38.1	(45.4)	
高 校 卒	31.1	(47.7)	(49.7)	(2.6)	68.9	

- (注) 1 事務員と技術者を対象としたものである。  
 2 ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

(参考資料1 民間給与関係参照)

### 3 職員給与と民間給与との比較

前記の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、その較差を算出したところ、第5表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均76円(0.02%)上回っていた。

第5表 公民給与の較差

民間従業員給与 (A)	職員の給与 (B)	公民給与の較差 (A)-(B) $(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100)$
346,806円	346,882円	△76円 (△0.02%)

(注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。  
2 公民給与の較差は、ラスパイレス方式により算定したものである。

職員給与と民間給与を比較する際の役職の対応関係は、第6表のとおりである。

第6表 公民比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	支店長、工場長、部長、部次長、中間職(部長-課長間)		
8級	課長	支店長、工場長、部長、部次長、中間職(部長-課長間)	支店長、工場長、部長、部次長、中間職(部長-課長間)
7級			
6級	課長代理、中間職(課長-係長間)	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理、中間職(課長-係長間)	課長代理、中間職(課長-係長間)
3級		係長	係長
2級	主任、中間職(係長-係員間)	主任、中間職(係長-係員間)	主任、中間職(係長-係員間)
1級	係員	係員	係員

## 4 物価及び生計費

### (1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、第7表に示すとおり、昨年4月に比べ那覇市で0.7%、沖縄県で0.2%下降、全国で0.1%上昇している。

第7表 消費者物価指数

区分	令和2年4月	平成31年4月	対前年同月比（%）
那覇市	101.5	102.2	△0.7
沖縄県	101.8	101.9	△0.2
全国	101.9	101.8	0.1

（注）平成27年=100とした指数である。

### (2) 標準生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）等を基礎として算定した本年4月における那覇市の世帯人員別標準生計費は、第8表に示すとおりとなっている。

第8表 那覇市における世帯人員別標準生計費

（令和2年4月分）

1人	2人	3人	4人	5人
97,470円	131,630円	147,680円	163,710円	179,780円

---

## 5 人事院報告の概要

---

人事院は、本年10月28日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

### 国家公務員の給与に関する報告

- (1) 月例給については、本年4月分の官民比較の結果、国家公務員給与が民間給与を一人当たり平均164円(0.04%)上回っている。官民給与の較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないこととする。
- (2) 特別給(ボーナス)については、本年10月7日、国家公務員の特別給の支給月数を引き下げることとする勧告を行った。

人事院の報告の骨子については、別添のとおりである。

職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう措置する必要がある。

本年の職員給与及び民間給与の実態調査の結果、国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりであり、本委員会は、職員の給与改定その他公務運営に関する課題について、次のとおり報告する。

## 1 給与改定について

給料表については、職員給与が民間給与をわずかに上回っているものの較差が極めて小さいこと、また、国及び他の都道府県の給与水準との均衡等を考慮し、改定を行わないことが適当である。

## 2 公務運営に関する課題について

### (1) 人材の確保及び育成

#### ア 人材の確保

新型コロナウイルス感染症が発生している中において、県民の安全・安心を確保するため、多くの職員が日々全力で職務にまい進している。

このような状況の下、多様化する県民ニーズに的確・迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、県職員として優れた資質や高い能力を有する人材を継続的に確保していくことが重要である。

しかしながら、近年、職員採用試験の受験者数が減少し続けており、特に一部の技術系職種においては、必要な数の人材確保が厳しい状況が続いている。また、受験者数の減少に加え、採用辞

退が相当数発生しており、職員採用を取り巻く環境は、ますます厳しい状況になることが予想される。

こうした状況から、本委員会では、今年度の上級試験及び中級試験について、受験可能年齢の引上げ及び上級試験技術系試験区分の試験内容の見直しを行ったところ、昨年度試験に比べ受験者数が増加し、一定の成果が得られたところである。

また、昨年度まで任命権者と連携し実施してきた職員採用ガイダンスなどの取組は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開催が困難な状況であるが、県職員の仕事の内容と魅力、働きがいについて、インターネットを活用するなど効果的かつ積極的に情報を発信し、有為な人材の確保に努める必要がある。

## イ 人材の育成

人材の育成については、任命権者で定める人材育成基本方針に基づき、自己啓発を中心に、職場研修（OJT）や専門機関での研修等の各種研修を通して、継続的に職員全体の能力向上を図る必要があるが、本年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、実施方法の大幅な見直しを迫られたものと思われる。

インターネットを活用した職員研修については、遠隔地においても参加が可能であるなど、様々なメリットが期待できる。社会環境が変化する中であっても効果的な人材育成が行えるよう、これまでの取組に加え、新しい方法を検討していくことが重要である。

女性職員の登用拡大について、任命権者においては、特定事業主行動計画を策定し、数値目標を掲げ取り組んでいるところであり、引き続き積極的な登用、職域拡大等を図るとともに、性別にかかわらずそれぞれの能力を十分に発揮し、働きがいを持って活躍できる職場環境の整備を進めていく必要がある。

## ウ 能力及び実績に基づく人事管理の推進

任命権者においては、能力及び実績に基づく人事管理の徹底等



を図るため、地方公務員法に基づく人事評価を実施しているところである。

人事評価に当たって、評価者は、被評価者とのコミュニケーションを十分に図ることにより、職務遂行能力や業務の進捗状況を的確に把握し、適切に評価することが求められる。

引き続き、評価者研修の充実等により評価能力の向上を図るとともに、被評価者に対しても制度を周知し人事評価制度の趣旨が十分に共有されるように努め、職員の理解と納得を得ながら、より信頼性の高い人事評価を実施し、その評価結果についても、人事管理の基礎として適切に活用していく必要がある。

## (2) 勤務環境の整備

### ア 長時間労働の是正

任命権者においては、これまでも各種の取組を実施し長時間労働の是正に努めてきたところであるが、昨今、恒常的な業務に加え、豚熱の発生や新型コロナウイルス感染症対策等の緊急に対応を要する業務により、多くの部署において時間外勤務が増えている状況が見られる。

このような状況においては、職員の努力によって長時間労働を是正することは困難であることから、管理監督者は職員の健康確保に努めることが自らの責務であること（「沖縄県職員安全衛生管理規程」等）を再認識し、実効ある取組を行わなければならない。

本県においては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」による「労働基準法（昭和22年法律第49号）」等の改正も踏まえて人事委員会規則を改正し、時間外勤務命令を行うことができる上限を原則1年について360時間、他律的業務の比重が高い部署において720時間など定め、本年4月から施行した。

また、教育委員会においては、平成31年3月に「沖縄県教職員

働き方改革推進プラン」、令和2年3月に「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定するとともに同年10月に「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」を改正し、各教育委員会が在校等時間を含めた適切な勤務時間の管理を行う仕組みを整備し、教職員の勤務環境の改善に取り組んでいる。

本来、職員の勤務は正規の勤務時間内であることが望ましいことから、管理監督者は、上限時間にかかわらず、勤務管理システムのデータ等を活用し時間外勤務等を含む職員の勤務時間の把握を徹底し、長時間労働の要因の分析等を行い、マネジメントを強化する必要がある。

特に、教職員の長時間労働が全国的な課題となる中、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受ける学校現場や、他律的業務の比重の高い部署、危機対応等の特例業務を行う部署等については、より柔軟に事務の合理化等を行うべきである。

また、議会関連業務や管理部門が実施する全庁的な業務については、各部署単独の合理化が困難なことから、関係機関で理解を深め、連携して合理化に取り組んでいくことが求められる。

このような業務合理化等を進めてもなお長時間の時間外勤務等を命じざるを得ない場合、任命権者は適正な人員の確保を行う必要がある。

## イ 仕事と生活の調和の推進と勤務環境の整備

仕事と生活の調和の推進については、長時間労働の是正はもとより、育児や介護などの各種支援制度が適切に活用されることも重要であることから、引き続き任命権者においては、職員が各種支援制度を取得しやすい環境づくりに努める必要がある。

一部の任命権者において導入されている時差出勤制度は、利用率も高い状況にあり、今後もインターネットを活用した勤務等の多様な働き方を選択できる環境の整備に加え、管理監督者におけ

る職員の勤務時間の適正な把握が求められる。

また、従来から本委員会が言及している休憩時間の付与や宿日直等の勤務体制等についても適切な管理に努める必要がある。

赴任に際し転居を必要とする職員については、任命権者は速やかに職務に専念できる体制を整える必要がある。近年の離島における住宅確保が困難な状況にあつて、各任命権者は地域の状況を踏まえ、職員住宅の老朽化対策や遠隔地人事異動内示の早期化など様々な取組を行っているところであるが、今後とも職員の住環境を安定的に確保するため、的確な状況把握に努めるとともに、公務に支障を来すことがないように、適切な取組を継続していく必要がある。

## ウ 心身の健康管理

職員の心身の健康管理は、健康の保持・増進の観点はもとより、職務遂行能力の維持向上の観点からも重要な課題である。

任命権者においては様々な取組を実施しているところであるが、依然病気休職の理由として精神性疾患が高い割合を占めている。心の健康を害する要因は、仕事、職場生活、家庭、地域等に存在し、複合的なものと考えられるが、職場における要因は職員自身の力だけでは取り除くことができない場合が多い。管理監督者は、再発防止を含めたメンタルヘルスケアを積極的に実施していくことが重要である。

ストレスチェックについては、集団分析結果の活用方法を共有するなど、より取組を充実させていくことが求められる。

また、長時間労働が過労死のリスクを高めることなどの心身に与える影響について、管理監督者及び職員は認識を深めるとともに、長時間勤務により面接指導対象となった職員が、一人でも多く面接を受けることが重要である。

令和元年度は、緊急かつ特殊な業務が発生した部署等において、健康不安が増大した職員等に対し柔軟に産業医面談等を実施

している。今後とも、任命権者は緊急の業務に従事する職員に対しても関係機関等と連携して、時機を逸することなく心身のケアに取り組む必要がある。

## エ ハラスメントの防止

多様な労働者の就業環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）」が本年6月に施行されたことにより、パワー・ハラスメントを防止するための雇用管理上の措置が義務づけられ、セクシャル・ハラスメントや妊娠・出産・育児等に関するハラスメントについても対策が強化されている。

職場におけるハラスメントは、職場環境を悪化させ、心の健康に悪影響を及ぼし、勤労意欲の低下につながるものである。各任命権者とも指針等を定めて防止に取り組んでいるところであるが、ハラスメントに該当するかの判断が容易でない事例もあり、相談件数も減少していない。ハラスメントを防止するためには、優越的立場にある職員が、ハラスメントの定義を理解するとともに、自らの言動が職場環境に甚大な影響を与えることを認識し、適切な言動による指導や関係構築に努めることが重要である。

任命権者においては、職員が加害意識のないままハラスメント行為を行うことがあることを踏まえ、定期的な研修等により意識啓発を図る必要がある。

### (3) 会計年度任用職員制度の適切な運用

本年4月に導入された会計年度任用職員制度については、その採用方法、任期、勤務時間等を明確にしたほか、職務の内容や責任に応じて常勤の職員との権衡を考慮した報酬の額とし、新たに期末手当を支給するなどの勤務条件を整備したところである。任命権者においては、関係法令等を踏まえ適切な制度運用を図る必要がある。

### (4) 高齢層職員の能力の活用及び定年の引上げ

効率的な組織を維持しつつ、多様化する県民ニーズに対応し、公



務を円滑に推進していくためには、高齢層職員の能力及び経験を最大限に活用していくことは不可欠である。

高齢層職員については、再任用制度によって、これまで培ってきた能力及び経験を活用しているところであるが、一層高い意欲を持って能力を発揮することができるよう、任命権者においては、その配置、役割を含め勤務環境の整備について検討する必要がある。

人事院は、平成30年8月、国会及び内閣に対し、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行い、本年の公務員人事管理に関する報告においても、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を引き上げるための措置が早期に実施されるよう、改めて要請したところである。

定年の引上げは、人事管理全般に影響を及ぼす重要な事項であることから、任命権者においては、今後の国家公務員法等の改正状況、他の地方公共団体の取組等を注視しながら、本県の状況を踏まえて制度設計の検討を進めていく必要がある。

#### **(5) 服務規律の確保と法令遵守の徹底**

本委員会は、これまでも職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として、飲酒運転、体罰等の不祥事が発生している状況にあり、昨年度においては、懲戒処分に至るハラスメント事案も発生している。一部の職員によるものとはいえ、不祥事等の発生は、県行政への信頼を大きく損なうものである。

職員一人一人においては、県民全体の奉仕者であることを勤務時間の内外を問わず常に自覚し、県民の信頼に応えるべく、高い使命感を持って職務に精励することが肝要である。

任命権者においては、引き続き、職員に対する注意喚起、研修の実施等の取組を確実に進めていくとともに、不祥事の根絶に向け、あらゆる機会を捉えて職員に対する服務規律の確保と法令遵守の徹底を図る必要がある。

### 3 おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な職員の給与水準を確保するとともに、人材の確保や組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的かつ安定的な運営に寄与するものである。

本年においては、11月2日に特別給について先行して報告を行ったところであるが、月例給についても、4月時点における公民較差が極めて小さいことから勧告は行わず、必要な報告を行うものである。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束が見通せない状況下にあつて、職員は、日々、県民の公務に寄せる信頼と期待に応えるべく使命感と誇りを持って職務に精励している。一方で、一部では過度な勤務や精神的な緊張が長時間に及ぶことにより職員の心身の健康を害することが懸念され、任命権者には、適切な勤務時間管理と労働安全衛生管理の実施が求められるところである。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、引き続き、職員の適正な処遇の確保に努めるよう要望する。

(別添)

## 人事院の報告の骨子





## 報 告 の 骨 子

### ○ 今回の報告のポイント

#### 月例給の改定なし

民間給与との較差（△0.04%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

### 1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △164円 △0.04%

〔行政職（一）…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〕

### 2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

#### （参考）ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分  
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映



# 参 考 资 料



# 参 考 資 料 目 次

## 1 職員給与関係

令和2年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数	2
第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布	3
第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	4
第4表 職員の平均給与月額	4
第5表 職員の適用給料表別給与支給状況	5
第6表 職員の扶養親族数別人員	6
第7表 職員の住居手当の支給状況	6
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第9表 職員の通勤手当の支給状況	7
第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移	7
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布	8
第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員分布	40

## 2 民間給与関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	41
第13表 産業別、規模別調査事業所数	43
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	43
第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	44

## 3 標準生計費及び労働経済指標

第16表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和2年4月分）	59
第17表 労働経済指標	60



# 1 職員給与関係





# 令和2年職員給与等実態調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与制度を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

## 2 調査対象

次の条例の適用を受ける常勤職員で、令和2年4月1日に在職する者とした。ただし、休職者、派遣職員、停職者、育児休業中の職員等を除く。

- (1) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）
- (2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）
- (3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）

なお、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける常勤職員はいなかった。

## 3 調査時期

令和2年4月1日現在

## 4 調査事項

- (1) 在勤公署等に関する事項
- (2) 職員の経歴等に関する事項
- (3) 諸手当等に関する事項
- (4) 給与等の支給状況に関する事項
- (5) 採用者数等に関する事項
- (6) 再任用職員の各給料表の級別人員分布に関する事項

第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数

(職員給与等実態調査)

職務の種類	区分 職員の例 給料表		職員数				平均年齢		平均経験年数		平均扶養親族数	
			令和2年 4月	構成比	平成31年 4月	構成比	令和2年 4月	平成31年 4月	令和2年 4月	平成31年 4月	令和2年 4月	平成31年 4月
			人	%	人	%	歳	歳	年	年	人	人
全職員			20,288	100.0	20,205	99.6	42.0	42.0	19.4	19.3	1.1	1.1
行政職	行政職員	行政職	4,595	22.6	4,614	22.7	40.6	40.4	17.7	17.6	1.0	1.0
計			12,152	59.9	12,045	59.4	41.7	41.5	19.1	18.9	1.3	1.3
行政職	行政職員	行政職	4,231	20.9	4,243	20.9	40.7	40.5	17.8	17.7	1.1	1.1
公安職	警察官	公安職	2,892	14.3	2,755	13.6	38.4	38.6	17.3	17.3	1.7	1.7
海事職	船員	海事職	43	0.2	52	0.3	44.2	44.7	23.3	23.7	1.5	1.5
教育職	大学の教授、講師等	教育職(1)	120	0.6	115	0.6	49.1	49.7	24.7	25.5	0.7	0.7
	高校・特別支援学校の教諭	教育職(2)	4,400	21.7	4,406	21.7	44.5	44.1	21.4	21.0	1.2	1.2
	小中学校の教諭	教育職(3)	38	0.2	36	0.2	43.4	44.9	20.4	22.0	1.7	1.6
研究職	農林水産工業関係研究員	研究職	203	1.0	203	1.0	41.0	41.2	17.2	17.4	1.2	1.2
医療職	医師及び歯科医師	医療職(1)	21	0.1	21	0.1	48.2	49.6	22.4	23.4	1.1	1.4
	獣医師	医療職(2)	112	0.6	116	0.6	43.1	42.1	18.4	17.4	0.8	0.9
	保健師	医療職(3)	84	0.4	84	0.4	37.6	38.1	15.0	15.5	0.5	0.6
特定任期付の職	特定任期付職員	条例第7条第1項の給料表	3	0.0	1	0.0	67.0	*	42.0	*	0.0	*
一定期間の業務に従事する職	特定業務等従事任期付職員	行政職	1	0.0	1	0.0	*	*	*	*	*	*
任期付の職	行政職員	行政職	4	0.0	11	0.1	53.8	49.5	24.8	22.8	0.8	1.5
	大学の教授、講師等	教育職(1)	-	-	1	0.0	-	*	-	*	-	*
市町村立学校関係の職	計		8,136	40.1	8,160	40.2	42.6	42.6	19.8	19.8	1.0	0.9
行政職	行政職員	行政職	364	1.8	371	1.8	39.4	38.8	16.5	15.9	0.6	0.7
教育職	小中学校の教諭	教育職(3)	7,704	38.0	7,723	38.1	42.8	42.8	20.1	20.1	1.0	1.0
医療職	小中学校の栄養職員	医療職(2)	68	0.3	66	0.3	34.4	34.2	12.3	12.1	0.6	0.5

- (注) 1 「\*」は、調査実人員が2人以下の場合である。  
 2 内訳は、上記(注)1の「\*」の関係や四捨五入の影響で必ずしも計とは一致しない。  
 3 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員の職である。  
 4 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。  
 5 一定期間の業務に従事する職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第1項の規定により採用された職員の職である。  
 6 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である

第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布

(令和2年職員給与等実態調査)

給料表 年齢 階層	全職員										関係係職員										市町村立学校関係職員			
	人	行政職	人	行政職	公安職	海事職	教育職(1)	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	条例第7条 第1項の給状	行政職 (一定期間の業務 に従事する職)	行政職 (任期付の職)	人	行政職	教育職(3)	医療職(2)				
計	20,288	4,595	12,152	4,231	2,892	43	120	4,400	38	203	21	112	84	3	1	4	8,136	364	7,704	68				
20歳未満	37	10	37	10	27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	*	—	—	—	—	—				
20歳以上 24歳未満	510	154	344	153	182	—	—	5	3	—	—	1	—	—	*	—	166	1	165	—				
24歳以上 28歳未満	1,294	381	759	346	292	3	2	79	—	12	1	3	21	—	*	—	535	35	490	10				
28歳以上 32歳未満	1,663	482	969	429	344	4	4	124	1	30	3	13	16	—	*	—	694	53	621	20				
32歳以上 36歳未満	2,046	532	1,224	454	353	1	3	358	2	25	2	11	15	—	*	—	822	78	724	20				
36歳以上 40歳未満	2,210	413	1,389	385	357	6	13	598	3	18	—	9	—	—	*	—	821	28	784	9				
40歳以上 44歳未満	2,702	577	1,710	550	371	5	12	717	12	24	—	15	4	—	*	—	992	27	964	1				
44歳以上 48歳未満	3,283	796	2,132	749	360	8	18	929	12	29	2	21	3	—	*	1	1,151	47	1,102	2				
48歳以上 52歳未満	2,767	625	1,618	575	247	6	18	700	7	34	2	23	6	—	*	—	1,149	50	1,099	—				
52歳以上 56歳未満	2,069	355	1,074	330	178	1	15	516	1	14	4	9	5	—	*	1	995	25	967	3				
56歳以上 60歳未満	1,679	270	868	250	181	9	15	374	—	14	3	8	13	—	*	1	811	20	788	3				
60歳以上	28	—	28	—	—	—	20	—	—	—	4	—	—	3	*	1	—	—	—	—				

(注) 1 「\*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 内訳は、上記(注)1の「\*」の関係で必ずしも計とは一致しない。

3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(令和2年職員給与等実態調査)

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 職 員		%	%	%	%	%	%	%
		100.0	80.5	10.3	9.1	0.1	55.0	45.0
	行 政 職	100.0	77.3	12.6	10.2	-	62.1	37.9
県 関 係 員	計	100.0	79.5	5.2	15.1	0.2	66.0	34.0
	行 政 職	100.0	79.1	10.3	10.6	-	64.8	35.2
	公 安 職	100.0	52.7	0.7	46.0	0.7	92.3	7.7
	海 事 職	100.0	11.6	37.2	51.2	-	100.0	-
	教 育 職 (1)	100.0	92.5	5.8	1.7	-	49.2	50.8
	教 育 職 (2)	100.0	96.3	3.2	0.5	-	51.3	48.7
	教 育 職 (3)	100.0	100.0	-	-	-	63.2	36.8
	研 究 職	100.0	96.1	1.5	2.0	0.5	74.4	25.6
	医 療 職 (1)	100.0	100.0	-	-	-	71.4	28.6
	医 療 職 (2)	100.0	91.1	7.1	1.8	-	41.1	58.9
	医 療 職 (3)	100.0	98.8	1.2	-	-	16.7	83.3
	条 例 第 7 条 第 1 項 の 給 料 表	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-
行 政 職 (一定期間の業務に従事する職)	100.0	*	*	*	*	*	*	
行 政 職 (任期付の職)	100.0	50.0	-	50.0	-	75.0	25.0	
関市 係村 職立 員校	計	100.0	81.9	17.8	0.3	-	38.5	61.5
	行 政 職	100.0	56.0	39.0	4.9	-	30.8	69.2
	教 育 職 (3)	100.0	83.2	16.8	-	-	39.1	60.9
	医 療 職 (2)	100.0	76.5	23.5	-	-	4.4	95.6

- (注) 1 「\*」は、調査実人員が2人以下の場合である。  
 2 構成比は上記(注)1の「\*」、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。  
 3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。  
 4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第4表 職員の平均給与月額

(職員給与等実態調査)

給与種目	区分	職員全体 (各給料表適用職員)			行 政 職		
		令和2年4月	平成31年4月	増減率	令和2年4月	平成31年4月	増減率
全 職 員	計	円	円	%	円	円	%
	給 料	383,888	382,685	0.3	345,202	343,563	0.5
	扶 養 手 当	349,875	348,780	0.3	313,124	311,626	0.5
	そ の 他	11,857	11,833	0.2	10,687	10,661	0.2
県 関 係 員	計	22,156	22,072	0.4	21,391	21,276	0.5
	給 料	377,496	375,799	0.5	347,103	345,847	0.4
	扶 養 手 当	344,383	342,865	0.4	314,698	313,513	0.4
	そ の 他	12,942	12,944	△ 0.0	11,019	10,993	0.2
学市 校町 職村 員立	計	20,171	19,990	0.9	21,386	21,341	0.2
	給 料	393,433	392,847	0.1	323,081	317,438	1.8
	扶 養 手 当	358,079	357,509	0.2	294,834	290,044	1.7
	そ の 他	10,235	10,194	0.4	6,819	6,863	△ 0.6
		25,119	25,144	△ 0.1	21,428	20,531	4.4

- (注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含めた額である。  
 2 その他は、管理職手当、住居手当等である。  
 3 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。



第6表 職員の扶養親族数別人員

(令和2年職員給与等実態調査)

扶養親族数	区分	該当職員数	うち扶養親族である	うち扶養親族である	うち配偶者、子以外の
			配偶者を有する者	子を有する者	扶養親族を有する者
合計		人 9,978	人 3,506	人 9,028	573
1	人	2,734	627	1,865	242
2	人	3,273	829	3,198	126
3	人	2,557	1,074	2,551	100
4	人	1,104	736	1,104	59
5	人	245	183	245	39
6	人	51	43	51	4
7	人	11	11	11	2
8	人	2	2	2	1
9	人	0	0	0	0
10	人	1	1	1	0

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第7表 職員の住居手当の支給状況

(令和2年職員給与等実態調査)

区分	計	県関係職員	市町村立学校関係職員
受給者	人 7,117	人 4,535	人 2,582
手当月額11,000円未満の受給者	4	3	1
手当月額11,000円以上28,000円未満の受給者	4,266	2,669	1,597
手当月額28,000円以上の受給者	2,847	1,863	984
手当受給者1人当たり平均手当月額	円 25,991	円 25,985	円 26,000

職員の借家・借居	受給者	人 64	人 51	人 13
	手当受給者1人当たり平均手当月額	円 13,333	円 13,453	円 12,862

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和2年職員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離									受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上		
受給者数	人 106	人 7	人 32	人 191	人 18	人 1	人 3	人 6	人 34	人 398	円 50,849

第9表 職員の通勤手当の支給状況

(令和2年職員給与等実態調査)

区 分	全 職 員		県 関 係 職 員		市町村立学校関係職員	
	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比
受給者	人 14,821	% 73.1	人 9,638	% 79.3	人 5,183	% 63.7
交通機関等利用者	1,888	9.3	1,818	15.0	70	0.9
交通用具使用者	12,844	63.3	7,743	63.7	5,101	62.7
交通機関等と交通用具の併用者	89	0.4	77	0.6	12	0.1
非受給者	5,467	26.9	2,514	20.7	2,953	36.3
計	20,288	100.0	12,152	100.0	8,136	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額		円 8,435		円 9,684		円 61,113
職員1人当たり平均手当月額		6,162		7,680		3,894

- (注) 1 受給者の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも「受給者」と一致しない。  
 2 受給者と非受給者の和の構成比は、四捨五入の関係で必ずしも計と一致しない。

第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移

(職員給与等実態調査)

給与種目 年	平 均 給 与 月 額				指 数	対前年 増加率	平均年齢	平均経験 年 数
	給 料	扶養手当	そ の 他	計				
	円	円	円	円		%	歳	年
平成24年	350,183	10,467	23,198	383,847	100.0	-	41.6	19.0
平成25年	329,801	10,415	21,703	361,919	94.3	△ 5.7	41.5	18.9
平成26年	349,002	10,376	22,122	381,500	99.4	5.4	41.6	18.9
平成27年	349,972	10,240	22,138	382,350	99.6	0.2	41.6	18.9
平成28年	347,021	10,138	22,167	379,326	98.8	△ 0.8	41.5	18.8
平成29年	347,079	10,820	22,294	380,193	99.0	0.2	41.6	19.0
平成30年	347,924	11,899	22,008	381,831	99.5	0.4	41.8	19.1
平成31年	348,780	11,833	22,072	382,685	99.7	0.2	42.0	19.3
令和2年	349,875	11,857	22,156	383,888	100.0	0.3	42.0	19.4

- (注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含めた額である。  
 2 その他は、管理職手当、住居手当等である。  
 3 各年の平均給与月額には、その年の給与勧告に基づく改定分は含まれていない。  
 4 指数とは、平成24年の「平均給与月額」・「計」を100としたものである。  
 5 対前年増加率とは、「平均給与月額」・「計」に係る対前年増加率である。  
 6 平成25年の「平均給与月額」は、厳しい財政状況に対処するための臨時的、特例的措置で実施された条例による減額後の額である。  
 7 「平均給与月額」の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（県関係職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）（令和2年職員給与等実態調査）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1	1								
2									
3									
4		2						1	1
5	5	15							1
6		12							1
7		12							1
8		3							2
9	3	20							1
10	2	22				1			1
11		21							
12		12				1			
13	4	27							3
14	3	24							2
15		15							4
16		18							3
17	20	29							
18	4	24						3	
19	2	23	1			1		11	
20	1	22	1					8	
21	8	14						2	
22	5	16	2					4	
23	3	13						4	1
24	1	9	1					3	
25	69	24	5	1				3	
26	11	20	4					3	
27	10	16	13	6				1	
28	1	26	6	3					
29	65	32	7	5			1	1	
30	19	17	12	8				4	
31	9	26	16	11			12	1	
32	4	18	9	3			9		
33	45	32	13	9	1		2		
34	24	19	11	15			4		
35	15	23	12	7			6		
36	5	26	14	17		1	2		
37	23	31	14	24	1		2		
38	10	24	11	20	6			1	
39	10	34	16	36	1		1	1	
40	7	19	15	25	3			1	
41	13	27	16	33	5		1		
42	12	20	10	25	7		2	1	
43	14	18	10	19	4		1		
44	7	12	13	21	11	1	1		
45	14	16	12	23	8	2	1		
46	9	17	12	24	11	3	1		
47	5	17	8	34	11	1			
48	1	13	9	31	13		1		
49	12	20	6	40	15				
50	4	8	15	35	11	2			
51	5	9	10	41	12	15			
52		10	7	22	6	18			
53	6	10	13	39	22	30			
54	5	4	3	21	14	27			
55	2	9	11	29	17	18			
56	1	5	7	25	23	16			
57	5	4	10	22	23	13			
58	1	5	5	33	18	6			
59		7	8	21	18	21			
60	2	5	5	20	19	12			
61	3	3	2	22	17	8	1		
62		1	6	20	28	7			
63	2	4	1	23	23	7			
64	1	2	3	23	15	2			



職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65	3	2	2	17	19	7			
66	2	3	1	20	19	4			
67	1		1	11	14	2			
68	1	1		14	17	2			
69		1		14	9	6			
70	1	1		15	16	3			
71		1	1	12	13	6			
72			1	8	13	1			
73		1	1	9	11	1			
74	1			9	21	2			
75		2		9	14	1			
76		2		2	12				
77			2	7	13				
78				7	14				
79			1	6	19				
80	1			9	11				
81				5	14				
82				6	9				
83		1		6	11				
84			1	2	7				
85				5	7	8			
86				6	6				
87			2	7	9				
88				4	6				
89				4	7				
90			1	6	7				
91				1	8				
92				3	8				
93				106	62				
94									
95									
96									
97									
98									
99			1						
100		1							
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110			1						
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		2							
計	523	1,004	401	1,166	759	256	48	53	21
								総計	4,231

(注) 1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当職員がない号給は空欄とした。  
2 上記1は、第11表以下の各表について同じである。

その2 公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3	13								
4									
5				1					
6									
7	22						1		
8									
9									
10									
11	21								
12	1								
13	8								
14									
15	16								
16									
17	16								
18	2								
19	6								
20	2	1							
21	58	1		1					
22	2								
23	7	21							
24	4	2		1					
25	58	7		1	2				
26	6	5		1					
27	7	19							
28	4	10		1					
29	39	8							
30	5	10		1					5
31	2	27							1
32	3	13							4
33	18	17		2	2				
34	3	13		1	1				
35	1	31		2					1
36	6	16		1					
37	15	24		4					
38	2	20	1	4	2				1
39		17	7	8	1				
40		12	5	5	3				
41	11	23	7	7	2				
42	4	17	7	4					
43		13	3	7	2				
44		18	13	5				6	
45	5	16	5	4	5			6	
46		15	16	8	1			1	
47		14	18	2	3			1	
48		12	19	8	1			5	
49		19	15	9	1				
50		8	21	4	5	1	1	2	
51		8	14	5	1	4		2	
52		16	25	6	5	1		1	
53		12	28	1	3	2	3		
54	1	7	13	7	2	3	2		
55		4	13	6	3	2	4		
56		11	25	9	2	2	9	1	
57		5	16	5	4	5	1		
58		1	18	4	1	7	5		
59		2	16	7	4	2	8		
60		3	20	10	1	4	4	1	
61			13	6	2	4	2	2	
62		3	12	9	16	4	2		
63			12	8	13	1	2		
64			14	7	6	2	2		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65		3	22	11	7	3	2		
66		2	14	21	10	1	2		
67			12	19	8	3	2		
68		1	6	15	6	3	2		
69		3	16	20	5	6			
70		1	16	18	9	1	2		
71		1	11	7	7	3	2		
72		1	7	13	1	1	3		
73			18	13	12	3			
74		1	12	12	6	4	1		
75			15	17	10	3	1		
76			16	20	10	3	1		
77			18	18	8	3	2		
78			16	15	7	2			
79			16	15	3	5			
80			15	11	9	1			
81		1	17	15	4	1			
82			6	12	5	3			
83			4	17	11	3			
84			4	12	4	11			
85			5	11	10	6	1		
86		1	1	7	6	6			
87				16	3				
88		1	3	8	8	4			
89			3	15	4	5			
90			4	12	7	4			
91			1	12	8	3			
92			4	9	3	4			
93			3	4	72	21			
94			2	6					
95			1	4					
96			1	7					
97				4					
98			2	3					
99				6					
100			2	2					
101				6					
102			1	2					
103				3					
104			2	8					
105			2	4					
106			2	3					
107			1	6					
108			1	6					
109			2	2					
110				3					
111				2					
112			1	3					
113			1	3					
114				4					
115				2					
116			1	6					
117									
118				7					
119				2					
120			1	3					
121				3					
122				1					
123				3					
124									
125			2	6					
126									
127									
128									

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	368	517	686	697	357	160	67	28	12
								総計	2,892

その3 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17			1				
18			1				
19							
20							
21							
22							
23				1			
24							
25							
26							
27			1				
28			1				1
29		1				1	
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37	1						
38							
39		1		1			
40							
41		1					
42			1				
43			1				
44			2		1	1	
45			1				
46							
47		1					1
48							
49							
50		1					
51				1			
52					1		
53							
54							
55				1			
56							
57		1					
58							
59		1		1			
60		1					
61							
62						1	
63				1			
64							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65		1					
66							
67				1			
68						1	
69							
70					1		
71							
72							
73				1		1	
74				1			
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81				1			
82				1			
83							
84				1			
85							
86				1			
87							
88							
89				1			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
計	1	9	9	14	3	5	2
						総計	43

その4 教育職給料表(1) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				1
3				1
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13	1			
14				
15				
16				
17			1	
18				
19				
20				
21	1		1	1
22				
23				1
24			1	1
25			1	2
26			1	3
27				2
28			1	1
29	1	1	3	1
30				1
31			1	2
32				1
33	1	2	1	4
34				2
35				
36				1
37	1		3	1
38		1		1
39				1
40				1
41	2	1	1	
42		1	1	1
43	1			
44		1	1	
45	1	1		2
46		1	2	2
47				
48			1	1
49	2		3	
50		1	1	
51			2	
52				
53	2	2		1
54			1	
55			2	
56	1	1		1
57	1	1	3	
58				
59				
60				1
61				
62				
63		1		
64			1	1

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
65				
66				
67	1		1	
68				1
69		1	1	
70			1	
71				
72				
73		1		
74				
75				
76			2	
77				
78			1	
79			1	
80				
81		1		
82		1		
83				
84			1	
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93	1			
94				
95				
96				
97	1			
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				



職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
129				
特 1				*
特 2				*
特 3				*
特 4				*
特 5				*
計	18	19	41	42
			総 計	120

(注) 「\*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その5 教育職給料表(2) [高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、  
教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1		4			
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8		2			
9		9			
10		2			1
11					
12		2			
13		12			1
14					
15					2
16		2			2
17		15			1
18		7			3
19					2
20		5			
21		23			6
22		4			2
23					4
24		2			1
25		20			6
26		1			6
27		3			8
28		2			7
29	2	16			5
30		8			5
31		4			3
32		5			5
33	2	28			3
34	1	9			
35	3	4			
36		13			1
37	3	45			1
38		17			
39	1	7			
40	1	7			
41	2	59		1	
42	1	19			
43		12			
44		6			
45	6	61		1	
46	1	13			
47		15			
48		13		1	
49	2	55		3	
50		21			
51		23		2	
52	2	26			
53	3	44		1	
54	1	31		1	
55	1	21		1	
56		20		1	
57	8	45		1	
58	1	33		3	
59	1	21		7	
60	1	26		3	
61	13	49		2	
62	4	32		7	
63		23		3	
64	5	17		5	

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65	9	45		7	
66	1	30		3	
67	1	25		7	
68	7	22		8	
69	13	33		11	
70	2	36	1	7	
71	5	35		5	
72	2	28	1	9	
73	3	37		11	
74	2	34		6	
75	3	26		4	
76	2	27		1	
77	6	34		17	
78	7	26			
79	2	30			
80	3	34	1		
81	9	43			
82	7	29			
83	10	41			
84	6	31			
85	8	29			
86	6	41			
87	5	39	1		
88	4	50			
89	8	46	1		
90	6	43	1		
91	1	54	1		
92	1	33			
93	6	41			
94	4	49	2		
95	5	57	1		
96	2	44	1		
97	3	45			
98	3	54			
99	1	63			
100	2	53			
101	3	39	2		
102		41			
103	1	79			
104		54			
105	1	49			
106	2	26	1		
107	2	50			
108	3	44			
109	1	37			
110		27			
111	1	32			
112		43			
113	2	28			
114	1	22			
115		44			
116		36			
117	1	30			
118	1	36			
119	2	47			
120		33			
121	2	40			
122	1	30			
123		48			
124		46			
125	2	39			
126	1	43			
127	1	47			
128	1	45			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129		52			
130	1	49			
131	4	51			
132		42			
133		43			
134		35			
135		43			
136		21			
137	2	19			
138		18			
139		16			
140		5			
141	1	2			
142		2			
143		2			
144		1			
145	1	2			
146	1				
147	2				
148	4				
149	1				
150	1				
151	3				
152	1				
153	1				
計	282	3,890	14	139	75
				総 計	4,400

その6 教育職給料表(3) (県関係職員) [中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、  
主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45			1		
46					
47					
48			1		
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					1
57			1		
58					
59					
60					
61					
62			1		
63			1		
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65					
66					
67					
68					
69		1			
70					
71		1			
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80		1			
81					
82					
83				1	
84		1			
85					
86					
87					
88		1			
89					
90				1	
91		1			
92					
93		1			
94		1			
95					
96					
97		1			
98					
99		2			
100					
101					
102		2			
103		1			
104					
105					
106					
107					
108		3			
109					
110					
111		1			
112					
113					
114		1			
115					
116					
117		2			
118					
119		1			
120		1			
121					
122		1			
123		1			
124		2			
125					
126					
127		1			
128		1			

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135		1			
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計	0	35	0	3	0
				総計	38

その7 研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
1		2			
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9		5			
10					
11					
12					
13		1			
14		2			
15					
16					
17		1			
18		1	2		
19					
20			1		
21		3			
22					
23		1			
24		2			
25		4	3		
26		1	3		
27		1	1		
28		1	2		
29		2			
30		4	1		
31		4			4
32					1
33	2	2	1		
34		1	1		2
35		2	1		1
36		2	1		
37		2	2		1
38		1			
39		3			
40		1	1		
41		1			1
42		3	1		
43		2	2	1	
44					
45		2		2	
46		1			1
47			1	1	
48		3	1	2	
49			1	3	
50		2	2		
51		1		1	
52		2	2	1	
53			1	1	
54		1	1	1	
55		1		2	
56		2	1	2	
57			3	1	
58				1	
59			1	1	
60			1	1	
61			1	1	
62					
63				2	
64			5	1	



職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
65			1	1	
66		1	1		
67			3	1	
68			2	2	
69			2	1	
70			2		
71			1	2	
72			1		
73				10	
74					
75		1			
76			1		
77			3		
78			2		
79			2		
80			1		
81					
82					
83			2		
84			1		
85			1		
86					
87					
88					
89			5		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	2	73	75	42	11
				総計	203

その8 医療職給料表(1) (保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

号給	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
1		人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		2			
10					
11					
12					
13		1			
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22			1		
23					
24				1	
25		1			
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					1
33					
34					
35					
36					1
37					
38					
39					
40					
41					
42					1
43		1			
44					1
45					
46					
47					
48				1	
49					
50					
51					
52					
53					
54					2
55					1
56					1
57					
58					1
59					
60					
61					
62					
63					
64					

号給	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		人	人	人	人
65					1
66					
67					
68					
69					
70				1	
71					
72				1	
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79				1	
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計		5	1	5	10
				総計	21

その9 医療職給料表(2) (県関係職員) [保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師]  
 その他の職員に適用

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11			3				
12							
13							
14							
15			1				
16							
17							
18							
19		2	1				
20							
21		1					
22							
23		1					
24		1					
25		1					
26			1				
27		1	2				
28							3
29			2				1
30							
31		3					
32		2					
33							
34		1					
35			1				
36							
37			5				
38							1
39							
40			1				
41					1		
42			1	1	1		1
43		1	2				
44							1
45				1			
46							
47		2	1				
48			1	2		1	
49					1		
50				1	3	1	
51						1	
52					2	1	
53			1				
54					1		
55					3		
56					1		
57			1		1	1	
58			1				
59					2		
60			1		1		
61						1	
62							
63					1		
64		1	1		2	2	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65					1	5	
66				1	2		
67					2		
68			1		1		
69			1		2		
70							
71					1		
72				1	2		
73							
74				1	1		
75							
76					1		
77							
78							
79							
80							
81					1		
82							
83			1	1			
84							
85				1			
86							
87							
88							
89							
90							
91		1					
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	18	30	10	34	13	7
						総計	112

その10 医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7			3			
8			2			
9						
10			1			
11						
12			1			
13			2			
14		3				
15		1	1			
16						
17				1		
18		3				
19						
20						
21			2			
22		2	2			
23		3				
24		1				
25						
26		1	3	1		
27		4	2			
28		2				
29		1	3			
30						
31						
32			1			
33			2			
34			1			
35						
36						
37				2		
38						
39		1				
40			1			
41			2			
42			1			
43						1
44						3
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59				1		
60						
61						
62				1		
63						
64						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
65						
66						
67						
68						
69						
70				1		
71						
72						
73						
74						
75					1	
76						
77				1		
78						
79						
80						
81						
82						
83						1
84						
85						
86						
87						1
88						
89				1		
90						
91						
92				1		
93					9	
94						
95						
96				1		
97				1		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104				1		
105				1		
106						
107						
108						
109						
110				1		
111						
112						
113				1		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	22	30	16	12	4
					総計	84



その11 行政職給料表（市町村立学校職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15		1							
16		2							
17									
18									
19									
20									
21	1	5							
22		1							
23		3							
24		1							
25		2							
26		5							
27	5	6							
28		4							
29		5							
30	2	4							
31	8	7							
32		7							
33	1	10							
34	4	4							
35	10	1							
36		6							
37	1	4							
38	5	7							
39	3								
40	2	1							
41	1	6							
42		3	2						
43	2	1	1						
44	1	2	1						
45	1	2	1						
46	1	2	1						
47	2	3		1					
48	1	2	3	2					
49		1	1						
50	2	2		2					
51	2	1	2						
52	1	3		2					
53		1	3	2					
54	1	2		5					
55	2	2	3	1					
56	1	1	1	1					
57		1	2	1					
58		1	1	2					
59	2	2	3	1					
60		1	2	4					
61		1	4	3					
62			2	1	1				
63	1			2					
64	1		1	3					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65				3	1				
66				2					
67		2		3	1				
68				3	1				
69				4	2				
70				3	2				
71	1	1							
72				1	3				
73		1		1	6				
74				3	3				
75				4					
76				1					
77				3	2				
78					4				
79				2					
80					2				
81				6					
82					2				
83				1	1				
84					2				
85				3					
86					4				
87				1	3				
88					4				
89									
90				1	3				
91					1				
92				1	1				
93				2	5				
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	65	130	34	81	54	0	0	0	0
								総計	364

その12 教育職給料表(3) (市町村立学校職員) [ 中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用 ]

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					1
10					
11		1			
12					
13		90			
14		1			1
15		1			
16		5			5
17		91			5
18		2			10
19		6			10
20		17			25
21		92			33
22		11			26
23		1			37
24	1	21			28
25		88			45
26		10			31
27		7			29
28		26			19
29		86			23
30		19			12
31		11			6
32		29			5
33		105			3
34		23			5
35		15			5
36		22			2
37		90			4
38		17			
39		24			
40	1	34		1	
41		105			
42		28		1	
43		38			
44		33		1	
45		103		2	
46		31			
47		34			
48		36			
49		95		1	
50		39		1	
51		36		3	
52		30		5	
53		109		1	
54		46		2	
55		42		8	
56		38		2	
57		89		5	
58		51		3	
59		41	1	5	
60		43		3	
61		107	1	7	
62		55	1	2	
63		46	1	3	
64		40		7	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65		104		5	
66		47		8	
67		53		6	
68		43	1	8	
69		86		6	
70		53	1	7	
71		51	1	11	
72		38	2	11	
73		53		10	
74		50		19	
75		38		12	
76		42	1	10	
77		65	2	33	
78		59	1	12	
79		32		17	
80		37		27	
81		54	1	9	
82		42	1	9	
83		44	2	14	
84		48		15	
85		50	1	21	
86		52		6	
87		41	1	10	
88		40	1	19	
89		50		6	
90		54		5	
91		48	1	6	
92		38	1	4	
93		44		15	
94		47	1		
95		48	1		
96		38	1		
97		56			
98		36			
99		39			
100		49			
101		58			
102		49			
103		56			
104		39			
105		50			
106		60	1		
107		66	1		
108		59			
109		58			
110		51			
111		54			
112		57			
113		51			
114		47			
115		44			
116		49			
117		42			
118		59			
119		44			
120		39			
121		40			
122		31			
123		40			
124		47			
125		48			
126		43			
127		58			
128		43			

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129		60			
130		50			
131		58			
132		60			
133		47			
134		65			
135		62			
136		72			
137		65			
138		77			
139		84			
140		81			
141		95			
142		83			
143		89			
144		79			
145		69			
146		50			
147		50			
148		50			
149		46			
150		29			
151		25			
152		13			
153		12			
154		7			
155		7			
156		2			
157		3			
計	2	6,901	27	404	370
				総 計	7,704

その13 医療職給料表(2)(市町村立学校職員) (中学校及び小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5		1	1				
6							
7							
8							
9		2					
10			2				
11							
12							
13		2					
14							
15							
16							
17		1					
18							
19			1				
20		2					
21		1	2				
22							
23		1					
24			1				
25		1					
26		2	1				
27		1	1				
28		1					
29		1	1				
30							
31			3				
32		1	3				
33		3	1				
34							
35			2				
36			1				
37		1					
38			2				
39			3				
40							
41			1				
42		1	2				
43			1				
44							
45			2				
46							
47			1				
48			2				
49			1		2		
50			1		1		
51							
52							
53							
54							
55			1				
56							
57							
58							
59							
60							
61					1		
62							
63							
64					1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65					1		
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73			1				
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80			1				
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89			1				
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	22	40	0	6	0	0
						総計	68

その14 特定任期付職員 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用

号 給	人 員
	人
1	*
2	*
3	*
4	*
5	*
6	*
7	*
総 計	3

(注) 「\*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その15 特定業務等従事任期付職員 一定の期間、特定の業務に従事する職員に適用

行政職給料表適用

職務の級	人 員
	人
1	*
2	*
3	*
4	*
5	*
6	*
7	*
8	*
9	*
総 計	1

(注) 「\*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その16 任期付職員 任期を定めて採用された職員に適用

行政職給料表適用

職務の級	人 員
	人
1	*
2	*
3	*
4	*
5	*
6	*
7	*
8	*
9	*
総 計	4

(注) 「\*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員分布  
その1 フルタイム勤務職員

(令和2年職員給与等実態調査)

給料表 \ 職務の級	計	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	71				70	1					
海事職	3				1		2				
教育職(2)	63	15	48								
教育職(3)	104		104								
研究職	6				6						
医療職(2)	4					4					
医療職(3)	1				1						
給料表計	252										

(注) 該当職員がない職務の級は空欄とし、また、ここに示されていない給料表には該当職員はいない。

その2 短時間勤務職員

給料表 \ 職務の級	計	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	106				100	6					
公安職	39				11	20	6		2		
海事職	1				1						
教育職(3)	104		104								
医療職(2)	7				1	6					
医療職(3)	5				4	1					
給料表計	262										

(注) 該当職員がない職務の級は空欄とし、また、ここに示されていない給料表には該当職員はいない。



## 2 民間給与関係



# 令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

## 1 調査の目的

この調査は、職員の給与と民間従業員の給与とを比較・検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

## 2 調査の内容等

### (1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

ア 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績

イ 民間企業における給与改定の状況等

ウ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等

エ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、ウ及びエに関する調査である。

### (2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)のア及びイに関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

・(1)ア及びイに関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）

・(1)ウ及びエに関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

## 3 調査機関

本委員会及び人事院

## 4 調査の範囲

### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）に分類された351事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種。うち初任給関係職種12職種）

(3) 調査実人員

調査実人員は4,476人（うち初任給関係564人）で、うち行政職に相当する職種に係る調査実人員は4,324人（うち初任給関係549人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は12,843人で、うち行政職に相当するものは12,279人である。

## 5 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

母集団事業所を、産業、企業規模、組織によって12層に層化し、これらの層から140事業所を無作為抽出法によって抽出した。

今回の報告の基礎となった調査における調査完了事業所数は、第13表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

従業員の抽出は、臨時の従業員及び役員は全て除外した。また、初任給関係職種以外の調査対象職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、無作為に抽出した。

## 6 集計

総計及び平均値の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和2年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上500人未満	100人未満
	業 業 計	123 事業所	34 事業所	59 事業所	30 事業所
農 業 , 林 業 、 漁 業		-	-	-	-
鉱業,採石業,砂利採取業、 建設業		19	2	11	6
製 造 業		12	1	7	4
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		38	12	17	9
卸 売 業 , 小 売 業		20	7	9	4
金 融 業 , 保 険 業 、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		11	4	2	5
教育,学習支援業、医療、 福祉、サービス業		23	8	13	2

- (注) 1 上記調査対象事業所のほか、調査不能の事業所が17所あった。  
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)  
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの(中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。))」である。  
 4 上記調査事業所数は、月例給に関する調査の事業所数である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和2年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上500人未満	100人未満	
		円	円	円	円	
事務・技術関係	新卒事務員	大学卒	185,801	199,862	171,741	166,846
		短大卒	155,917	171,319	148,245	149,340
		高校卒	158,568	167,594	141,269	144,400
	新卒技術者	大学卒	183,564	200,827	180,060	167,250
		短大卒	167,951	162,659	169,301	0
		高校卒	155,114	157,838	152,130	162,694
	新卒事務員・技術者計	大学卒	185,213	199,982	175,231	166,911
		短大卒	159,064	169,769	154,823	149,340
		高校卒	157,736	166,936	145,591	156,160

- (注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額であり、採用のある事業所について平均したものである。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

(令和2年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長	6	56.4	758,109	206	757,903	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄を参照のこと。
	大学卒	3	54.5	707,345	0	707,345		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	3	58.4	809,998	417	809,581		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務 ・ 技術 関係 職種	事務部長	136	51.6	549,261	2,373	546,888	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	81	52.1	594,517	2,896	591,621		
	短大卒	28	49.9	459,598	935	458,663		
	高校卒	27	51.7	511,912	2,338	509,574		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部長	62	53.8	546,048	6,353	539,695		
	大学卒	42	53.6	575,890	2,503	573,387		
	短大卒	11	56.5	501,439	10,159	491,280		
	高校卒	8	53.1	477,440	20,195	457,245		
	中学卒	*	*	*	*	*		
事務 ・ 技術 関係 職種	事務部次長	88	50.9	555,380	2,097	553,283	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	
	大学卒	58	51.0	615,745	1,492	614,253		
	短大卒	16	49.6	446,315	5,565	440,750		
	高校卒	14	51.7	409,161	514	408,647		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部次長	36	51.4	618,451	6,794	611,657		
	大学卒	23	51.4	663,198	2,729	660,469		
	短大卒	6	51.2	569,839	21,988	547,851		
	高校卒	7	51.7	518,999	7,728	511,271		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きま って支 給す る給 与(A)	うち 時間 外 手 当(B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
事務	事務課長	271	49.0	499,770	4,347	495,423	2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認めら れる課の長及 び課長級専門 職	
	大学卒	146	48.5	531,054	4,847	526,207		
	短大卒	57	48.6	417,379	2,933	414,446		
	高校卒	66	50.4	497,236	4,132	493,104		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	136	50.8	547,172	5,160	542,012		
	大学卒	82	50.2	561,653	5,553	556,100		
	短大卒	11	48.4	488,172	11,944	476,228		
	高校卒	42	52.4	541,292	3,109	538,183		
	中学卒	*	*	*	*	*		
技術	事務課長代理	105	47.5	422,146	25,600	396,546	前記課長に事 故等のあると きの職務代行 者 課長に直属し 部下に係長等 の役職者を有 する者 課長に直属し 部下4人以上 を有する者 職能資格等が 上記課長代理 と同等と認め られる課長代 理及び課長代 理級専門職 中間職(課長一 係長間)	
	大学卒	58	45.9	443,212	21,459	421,753		
	短大卒	20	50.4	399,584	27,861	371,723		
	高校卒	26	48.9	389,164	35,576	353,588		
	中学卒	*	*	*	*	*		
関係	技術課長代理	65	49.5	518,472	37,474	480,998		
	大学卒	41	48.5	506,149	45,210	460,939		
	短大卒	10	48.3	463,659	65,103	398,556		
	高校卒	14	52.7	582,128	1,478	580,650		
	中学卒	-	-	-	-	-		
職種	事務係長	454	44.9	349,079	32,321	316,758	係の長及び係 長級専門職	
	大学卒	173	42.2	353,654	30,960	322,694		
	短大卒	152	45.9	337,893	34,407	303,486		
	高校卒	126	47.5	358,007	31,764	326,243		
	中学卒	3	44.1	315,503	20,013	295,490		
	技術係長	122	45.5	456,582	100,123	356,459		
	大学卒	52	44.9	444,135	98,157	345,978		
	短大卒	28	45.9	485,299	97,963	387,336		
	高校卒	41	45.9	457,437	105,757	351,680		
	中学卒	*	*	*	*	*		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	374	40.7	309,246	26,162	283,084	係長等のいる 事業所におけ る主任 係長等のいな い事業所にお ける主任のう ち、課長代理以 上に直属し、部 下を要する者	
	大 学 卒	165	37.5	310,682	25,953	284,729		
	短 大 卒	109	42.8	302,482	25,477	277,005		
	高 校 卒	99	44.0	314,155	27,431	286,724		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 主 任	255	40.5	408,368	52,575	355,793	係長等のいな い事業所にお いて、職能資格 等が上記主任 と同等と認め られる主任 中間職(係長一 係員間)	
	大 学 卒	139	39.9	394,699	44,646	350,053		
	短 大 卒	41	41.3	372,650	52,862	319,788		
	高 校 卒	75	41.1	453,098	67,700	385,398		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 係 員	1,277	34.9	252,297	22,621	229,676		
	大 学 卒	610	32.8	264,319	25,036	239,283		
	短 大 卒	319	36.8	238,338	20,131	218,207		
	高 校 卒	341	36.8	243,653	20,525	223,128		
	中 学 卒	7	39.1	213,411	18,684	194,727		
技 術 係 員	633	31.8	323,451	59,895	263,556			
大 学 卒	315	31.5	324,834	61,179	263,655			
短 大 卒	98	35.7	313,332	51,424	261,908			
高 校 卒	219	30.7	326,110	61,673	264,437			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

(注)「\*」は、調査実人員が2人以下の場合である。(以下、第15表の各表において同じ。)



2 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	57.0	808,204	238	807,966	構 成 員50人 以 上の支店(社) の長(取締役兼 任者を除く。)
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	58.4	809,998	417	809,581	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	*	*	*	*	*	構 成 員50人 以 上の工場の長 (取締役兼任 者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	54	51.9	630,927	1,372	629,555	2課以上又は構 成員20人以上 の部の長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取締役兼任 者を除く。)	
大 学 卒	34	52.5	715,973	2,268	713,705		
短 大 卒	5	48.8	418,455	0	418,455		
高 校 卒	15	52.4	562,573	126	562,447		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	12	53.8	768,268	0	768,268		
大 学 卒	11	53.7	781,920	0	781,920		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	33	51.3	644,166	0	644,166	前記部長に事 故等のあると きの職務代行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 専 門 職 (部長一 課長間)	
大 学 卒	26	52.2	701,185	0	701,185		
短 大 卒	4	47.7	524,007	0	524,007		
高 校 卒	3	49.2	370,651	0	370,651		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	15	52.7	824,589	0	824,589		
大 学 卒	11	52.5	825,569	0	825,569		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きま って支 給す る給 与(A)	うち 時間 外手 当(B)	(A) - (B)			
								円
事務 系	事務課長	127	49.6	606,446	5,402	601,044	2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認めら れる課の長及 び課長級専門 職	行政職 7級、8級
	大学卒	77	48.9	625,694	6,306	619,388		
	短大卒	11	49.3	559,384	1,867	557,517		
	高校卒	39	51.4	574,715	4,280	570,435		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	67	51.2	656,914	5,185	651,729		
	大学卒	46	50.1	645,713	7,699	638,014		
	短大卒	3	52.8	629,694	0	629,694		
	高校卒	18	53.7	686,686	0	686,686		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術 系	事務課長代理	50	48.1	469,953	14,053	455,900	前記課長に事 故等のあると きの職務代行 者 課長に直属し 部下に係長等 の役職者を有 する者 課長に直属し 部下4人以上 を有する者 職能資格等が 上記課長代理 と同等と認め られる課長代 理及び課長代 理級専門職 中間職(課長一 係長級)	行政職 5級、6級
	大学卒	26	47.4	511,437	18,263	493,174		
	短大卒	8	48.8	418,700	280	418,420		
	高校卒	15	48.8	410,519	12,799	397,720		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	28	50.2	596,430	9,106	587,324		
	大学卒	14	48.2	588,251	16,719	571,532		
	短大卒	2	49.4	565,346	0	565,346		
	高校卒	12	52.6	610,921	1,674	609,247		
	中学卒	-	-	-	-	-		
職 種	事務係長	138	44.2	387,546	20,779	366,767	係の長及び係 長級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	58	42.2	394,106	23,474	370,632		
	短大卒	35	43.5	356,936	21,437	335,499		
	高校卒	45	47.9	404,725	16,308	388,417		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	26	44.6	604,610	114,722	489,888		
	大学卒	9	42.5	628,040	125,987	502,053		
	短大卒	7	47.0	607,349	98,557	508,792		
	高校卒	10	44.5	579,111	119,287	459,824		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	144	40.2	円	円	円	係長等のいる 事業所におけ る主任 係長等のいな い事業所にお ける主任のう ち、課長代理 以上に直属し、部 下を有する者 係長等のいな い事業所にお いて、職能資格 等が上記主任 と同等と認め られる主任 中間職(係長一 係員間)	行政職2級 (一部は3級、4級)
	大 学 卒	68	38.2	345,282	23,929	321,353		
	短 大 卒	38	42.3	332,689	17,490	315,199		
	高 校 卒	37	42.2	346,785	25,143	321,642		
	中 学 卒	*	*	370,813	36,311	334,502		
	技 術 主 任	123	41.4	*	*	*		
	大 学 卒	66	41.5	476,131	59,142	416,989		
	短 大 卒	6	45.6	446,575	44,033	402,542		
	高 校 卒	51	40.8	496,036	86,944	409,092		
	中 学 卒	-	-	518,376	78,320	440,056		
事 務 係 員	319	33.7	299,630	30,643	268,987	行政職1級		
大 学 卒	185	32.8	305,588	33,168	272,420			
短 大 卒	48	38.3	273,255	23,349	249,906			
高 校 卒	86	33.3	300,599	28,785	271,814			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 係 員	210	30.6	386,602	73,848	312,754			
大 学 卒	109	31.3	387,310	80,079	307,231			
短 大 卒	13	35.4	441,939	79,939	362,000			
高 校 卒	88	29.0	378,539	65,683	312,856			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

3 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	*	*	*	*	*	構 成 員50人 以 上の支店 (社) の長 (取締役兼 任者を除く。)	行 政 職 7 級、8 級
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	-	-	-	-	-	構 成 員50人 以 上の工場の長 (取締役兼任 者を除く。)	
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 長	60	50.9	488,787	4,265	484,522	2課以上又は構 成 員20人 以 上の部の長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取締役兼任 者を除く。)		
大 学 卒	31	51.8	498,205	4,640	493,565			
短 大 卒	20	49.3	492,029	1,792	490,237			
高 校 卒	9	51.1	458,563	7,461	451,102			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 長	39	52.8	497,503	7,551	489,952			
大 学 卒	25	52.9	511,183	2,757	508,426			
短 大 卒	8	56.7	503,343	9,110	494,233			
高 校 卒	5	49.7	450,581	27,395	423,186			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
事 務 部 次 長	47	49.8	484,957	3,408	481,549	前 記 部 長 に 事 故 等 の ある と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部長一 課長間)		
大 学 卒	30	48.7	505,960	3,648	502,312			
短 大 卒	8	49.9	426,479	5,874	420,605			
高 校 卒	9	54	460,873	0	460,873			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	18	50.5	437,531	16,981	420,550			
大 学 卒	11	49.6	465,730	7,263	458,467			
短 大 卒	4	51.1	398,662	37,684	360,978			
高 校 卒	3	52.9	392,507	22,972	369,535			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)-(B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 課 長	事 務 課 長	98	46.6	389,004	3,551	385,453	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	44	46.3	391,759	4,836	386,923		
	短 大 卒	37	47.6	389,856	983	388,873		
	高 校 卒	17	45.2	381,136	5,930	375,206		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長	55	50.2	432,859	6,759	426,100		
	大 学 卒	30	50.5	442,500	3,063	439,437		
	短 大 卒	7	46.8	427,645	20,747	406,898		
	高 校 卒	18	50.9	419,200	7,683	411,517		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 代 理	41	48.0	403,707	35,170	368,537	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職4級
	大 学 卒	22	46.4	409,735	17,066	392,669		
	短 大 卒	9	51.4	420,540	37,751	382,789		
	高 校 卒	10	48.3	378,274	68,546	309,728		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長 代 理	技 術 課 長 代 理	37	48.8	442,061	65,278	376,783		
	大 学 卒	27	48.6	450,999	64,348	386,651		
	短 大 卒	8	48.1	431,508	85,687	345,821		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 係 長	事 務 係 長	237	45.3	335,920	39,742	296,178	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大 学 卒	90	41.9	333,847	35,308	298,539		
	短 大 卒	87	47.1	342,065	43,842	298,223		
	高 校 卒	58	47.1	327,549	39,594	287,955		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 係 長	83	45.8	416,049	93,993	322,056		
	大 学 卒	38	45.7	405,798	91,888	313,910		
	短 大 卒	21	45.3	418,771	97,639	321,132		
	高 校 卒	24	46.6	431,182	94,343	336,839		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	176	41.6	286,268	27,791	258,477	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	65	38.2	300,343	32,324	268,019		
	短 大 卒	61	42.7	275,742	25,764	249,978		
	高 校 卒	50	44.7	280,522	24,256	256,266		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 主 任	95	36.8	337,722	53,234	284,488		
	大 学 卒	52	35.7	332,721	49,836	282,885		
	短 大 卒	28	37.8	349,040	56,707	292,333		
	高 校 卒	15	38.6	334,011	57,588	276,423		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 員	687	34.9	232,086	19,126	212,960		行政職1級
	大 学 卒	302	32.9	240,044	19,413	220,631		
	短 大 卒	196	34.9	225,332	18,082	207,250		
	高 校 卒	186	37.9	226,652	19,557	207,095		
	中 学 卒	3	47.2	244,701	40,901	203,800		
	技 術 係 員	335	31.5	284,117	53,403	230,714		
	大 学 卒	176	31.1	284,356	50,317	234,039		
	短 大 卒	66	34.2	283,416	44,522	238,894		
	高 校 卒	93	30.3	284,130	65,700	218,430		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

4 規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務	支 店 長	-	-	-	-	-	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 ( 社 ) の 長 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )	行 政 職 6 級、7 級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術	工 場 長	-	-	-	-	-	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )	
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
関 係	事 務 部 長	22	52.0	448,493	1,477	447,016	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )	
	大 学 卒	16	51.7	458,519	2,031	456,488		
	短 大 卒	3	55.7	441,317	0	441,317		
	高 校 卒	3	49.6	402,200	0	402,200		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
職 種	技 術 部 長	11	56.3	474,216	8,864	465,352		前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 ( 部 長 - 課 長 間 )
	大 学 卒	6	55.5	457,535	5,417	452,118		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	3	57.6	512,360	10,833	501,527		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
種	事 務 部 次 長	8	52.7	366,611	7,895	358,716	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 ( 部 長 - 課 長 間 )	
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	4	51.8	366,593	12,702	353,891		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
種	技 術 部 次 長	3	49.0	357,263	0	357,263		前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 ( 部 長 - 課 長 間 )
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事務 課 長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職”	行政職5級
	46	51.2	377,432	2,678	374,754		
	25	49.8	389,260	122	389,138		
	9	51.2	347,680	9,989	337,691		
	10	53.7	382,097	1,209	380,888		
	*	*	*	*	*		
	14	50.8	396,136	1,046	395,090		
	6	49.5	412,959	0	412,959		
	*	*	*	*	*		
	6	52.2	391,610	2,440	389,170		
事務課長代理	14	44.6	323,574	38,582	284,992	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職4級
大学卒	10	41.7	331,123	35,893	295,230		
短大卒	3	51.3	318,400	59,870	258,530		
高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	-	-	-	-	-		
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務 係 長	79	45.2	320,324	33,777	286,547	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	25	42.6	318,935	35,791	283,144		
	30	45.6	309,709	27,011	282,698		
	23	47.6	338,833	41,881	296,952		
	*	*	*	*	*		
	13	45.9	372,830	100,574	272,256		
	5	44.4	370,105	89,316	280,789		
	-	-	-	-	-		
	7	46.0	383,109	115,360	267,749		
	*	*	*	*	*		



職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	54	39.4	277,641	27,654	249,987	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	32	35.0	282,499	33,381	249,118		
	短 大 卒	10	45.0	272,970	25,338	247,632		
	高 校 卒	12	46.6	268,578	14,311	254,267		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 主 任	37	43.8	329,900	32,614	297,286		
	大 学 卒	21	42.0	340,060	38,547	301,513		
	短 大 卒	7	46.6	337,422	17,793	319,629		
	高 校 卒	9	45.8	297,799	30,449	267,350		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 員	271	36.4	229,889	18,964	210,925		行政職1級
	大 学 卒	123	32.9	237,015	21,288	215,727		
	短 大 卒	75	39.8	241,456	22,247	219,209		
	高 校 卒	69	38.9	207,512	12,130	195,382		
	中 学 卒	4	36.0	201,951	10,546	191,405		
	技 術 係 員	88	36.0	276,785	43,086	233,699		
	大 学 卒	30	33.8	273,231	39,215	234,016		
	短 大 卒	19	39.9	303,881	50,033	253,848		
	高 校 卒	38	36.1	268,395	43,698	224,697		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

その2 給与比較の対象外職種  
規模計

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
技能・労務関係職種 電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。	
自家用自動車運転手	*	*	*	*	*	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
守 衛	*	*	*	*	*		
用 務 員	-	-	-	-	-		
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	11	53.7	915,896	19,853	896,043	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	10	41.5	694,331	119,701	574,630	同上
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	9	35.0	642,615	108,121	534,494	同上
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	11	30.8	565,092	96,440	468,652	同上
	運 航 士	-	-	-	-	-	同上
	甲 板 長 ・ 操 機 長	11	54.5	739,261	126,147	613,114	同上
	甲 板 手 ・ 操 機 手	9	38.3	571,946	90,979	480,967	同上
甲 板 員 ・ 機 関 員	9	25.8	452,507	77,440	375,067	同上	

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
教 育 関 係	大学学長・副学長・学部長	5	56.8	670,420	15,000	655,420	
	大 学 教 授	21	55.7	521,788	9,286	512,502	
	大 学 准 教 授	16	47.6	466,480	10,313	456,167	
	大 学 講 師	9	36.5	398,460	3,333	395,127	
	大 学 助 教	3	39.7	374,233	10,000	364,233	
職 種	高 等 学 校 校 長	*	*	*	*	*	
	高 等 学 校 教 頭	3	56.0	530,133	4,000	526,133	
	高 等 学 校 教 諭	20	45.8	424,576	600	423,976	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の研究 所の長（取締役兼 任者を除く。）
	研 究 部（課）長	-	-	-	-	-	2室（係）以上又は構 成員7人以上の部 （課）の長
	研 究 室（係）長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室 （係）の長
	主 任 研 究 員	-	-	-	-	-	下位研究員より上位 の者（研究所長の職 名を有する者、上記 研究部（課）長及び 研究室（係）長）を 除く。
	研 究 員	*	*	*	*	*	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	



### 3 標準生計費及び 労働経済指標



第16表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和2年4月分）

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	20,920	33,490	43,510	53,530	63,550
住居関係費	51,250	55,260	49,710	44,150	38,600
被服・履物費	1,040	3,350	3,800	4,250	4,710
雑費Ⅰ	19,100	24,590	33,260	41,910	50,580
雑費Ⅱ	5,160	14,940	17,400	19,870	22,340
合計	97,470	131,630	147,680	163,710	179,780

令和2年4月の標準生計費算定方法

1 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費・・・食料

住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費・・・被服及び履物

雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 2人～5人世帯については、家計調査における令和2年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、那覇市と全国の平均4人値から各費目別標準生計費を算定した。

第17表 労働経済指標

項目 年度 年月	①	②	③	④	⑤				⑥				⑦	
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数前年比 (調査産業計)	有効求人 倍率 (季調値)	完全 失業率 (季調値)	きまって支給する給与 (調査産業計)				うち所定内給与 (調査産業計)				総実労働時間 (調査産業計)	
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	全 国	前年度比・ 前年同月比 (%)	沖 縄 県	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国	前年度比・ 前年同月比 (%)	沖 縄 県	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国	沖 縄 県
平成30年度	0.3	0.5	1.62	2.4	296.0	0.6	234.2	△ 2.0	270.7	0.6	218	△ 1.8	146.8	145.8
令和元年度	0	1.3	1.55	2.3	296.2	0.1	238.2	1.7	271.2	0.3	219.5	0.7	144.2	143.8
平成31年4月		1.1	1.63	2.4	299.5	0.3	240.7	1.9	273.4	0.3	226.1	2.7	148.7	147.9
令和元年5月	0.4	0.8	1.62	2.4	294.8	0.1	237.8	2.2	269.4	△ 0.1	219.5	0.9	141.4	144.5
6月		1.0	1.61	2.3	297.6	0.3	239.2	1.5	272.4	0.3	220.9	0.2	147.4	146.1
7月		1.2	1.59	2.3	296.4	0.0	240.2	2.0	271.6	0.1	222.5	1.2	150.1	150.4
8月	0.0	1.2	1.59	2.3	295.9	0.1	237.2	0.7	271.3	0.2	219.3	△ 0.3	141.6	140.2
9月		1.5	1.58	2.4	296.0	0.1	233.7	0.9	271.8	0.2	216.6	0.2	142.5	140.5
10月		1.5	1.58	2.4	298.4	0.1	236.3	1.1	273.0	0.2	218.2	0.2	146.5	144.8
11月	△ 1.8	1.5	1.57	2.2	297.7	△ 0.4	233.6	0.1	271.9	△ 0.1	215.0	△ 1.1	147.5	144.5
12月		1.5	1.57	2.2	297.1	△ 0.2	234.1	△ 0.3	271.8	0.2	215.9	△ 1.3	145.0	142.8
令和2年1月		1.2	1.49	2.4	293.1	0.4	243.0	3.6	269.1	0.7	217.2	0.5	137.7	142.3
2月	△ 0.6	1.1	1.45	2.4	293.7	0.3	241.3	4.0	269.2	0.6	220.8	3.0	139.8	140.8
3月		1.1	1.39	2.5	294.3	△ 0.4	241.0	2.7	269.9	0.1	221.9	2.0	142.1	140.4
4月		0.9	1.32	2.6	295.8	△ 1.2	242.8	0.9	273.0	△ 0.1	224.2	△ 0.9	143.9	138.9
5月	△ 7.9	0.2	1.20	2.9	287.3	△ 2.6	237.1	△ 0.4	268.7	△ 0.3	221.1	0.7	126.9	125.0
資料出所	内閣府	厚生労働省	総務省	厚生労働省										

(注) 1 ①は平成23年基準、②、⑤、⑥、⑧、⑩、⑪は平成27年基準である。  
 2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は「毎月勤労統計調査」(事業所規模30人以上)の数値である。  
 3 ⑨、⑩の平成30年度、31年度の欄は、それぞれ平成30暦年、31暦年の数値である。



⑧ 所定外労働時間 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出								⑩ 消 費 者 物 価 総合指数前年比		⑪ 国内企業 物 価 前年比	項目  年 度 年 月
		全 国				那 覇 市				全国	那覇市	前年度比・ 前年同月比 (%)	
		全国	沖縄県	二人以上の世帯	うち勤労者世帯	二人以上の世帯	うち勤労者世帯	二人以上の世帯	うち勤労者世帯				
(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	
12.5	8.6	287.3	1.5	315.3	0.7	226.3	△ 2.9	250.8	△ 5.2	1.0	1.2	2.2	平成30年度
12.3	10.1	293.4	2.1	323.9	2.7	210.6	△ 6.9	240.5	△ 4.1	0.5	0.3	0.1	令和元年度
13.1	9.9	301.1	2.3	337.2	0.7	228.3	△ 0.1	259.9	1.9	0.9	1.0	1.3	平成31年4月
12.4	10.6	300.9	7.0	332.3	6.4	208.5	△ 0.9	247.8	6.7	0.7	1.0	0.7	令和元年5月
12.3	9.9	276.9	3.5	308.4	5.6	200.8	△ 11.0	237.0	△ 8.3	0.7	0.7	△ 0.2	6月
12.3	9.5	288.0	1.6	321.2	3.6	210.5	△ 6.5	250.9	△ 2.3	0.5	0.4	△ 0.7	7月
11.6	9.3	296.3	1.3	325.5	1.7	233.7	△ 10.7	252.9	△ 14.2	0.3	0.3	△ 0.9	8月
12.2	9.5	300.6	10.8	329.7	8.9	209.2	△ 1.7	230.9	△ 1.2	0.2	0.3	△ 1.1	9月
12.6	10.0	279.7	△ 3.7	305.2	△ 3.2	192.0	△ 17.1	211.7	△ 17.0	0.2	△ 0.5	△ 0.4	10月
12.6	10.3	278.8	△ 0.8	304.0	0.2	189.9	△ 12.7	203.0	△ 14.9	0.5	△ 0.5	0.1	11月
12.3	10.4	321.4	△ 2.4	345.4	△ 1.6	208.1	△ 11.9	232.8	△ 13.6	0.8	△ 0.2	0.9	12月
11.8	11.0	287.2	△ 3.1	312.5	△ 4.1	217.7	△ 4.2	259.9	△ 2.4	0.7	△ 0.3	1.5	令和2年1月
12.1	10.7	271.7	0.2	303.2	0.1	219.2	8.0	275.0	14.8	0.4	△ 0.1	0.7	2月
11.9	9.9	292.2	△ 5.5	322.5	△ 7.6	225.5	4.3	288.2	13.9	0.4	△ 0.6	△ 0.5	3月
10.6	8.6	267.9	△ 11.0	303.6	△ 9.9	198.2	△ 13.2	239.6	△ 7.8	0.1	△ 0.7	△ 2.5	4月
8.6	7.5	252.0	△ 16.2	280.9	△ 15.5	194.5	△ 6.7	226.8	△ 8.5	0.1	△ 0.8	△ 2.8	5月
総 務 省											日本銀行	資料出所	



## 令和2年 職員の給与等に関する報告

令和2年12月発行

編集・発行 沖縄県人事委員会  
沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
TEL 098-866-2546 FAX 098-866-2541  
印刷 合資会社 精印堂印刷



- ・古紙配合率70%。白色度73%の再生紙を使用しています。
- ・この報告書は、500部作成し、1部当たりの印刷単価は1,535円（1円未満は切捨）です。

古紙配合率70%  
白色度73%の再生紙を使用しています。

